

第3章

●──────────●
人権に関わりの深い
特定の職業に従事する者
に対する研修等

1 研修

(1) 検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

令和6年度の研修としては、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的とする任官後おおむね3年前後の検事74人を対象とした「検事一般研修」、副検事として必要な基礎的な知識・技能を習得させることを目的とする新任副検事39人を対象とした「副検事第1次研修」、主として交通事犯、特別法犯などの捜査・処理及び公判立会に必要な高度の知識・技能を習得させることを目的とする任官後4年程度を経過した副検事39人を対象とした「副検事第2次研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義や国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

(2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報保護、犯罪被害者の人権、セクシュアルハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、令和6年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンダー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年鑑別所の専門官等33人。その他別途指定した施設において臨時的に実施）。

さらに、矯正施設の上級幹部職員を対象として、組織マネジメントやリーダーシップの在り方に重点を置いた研修を実施するなど、管理職の人権意識の向上に努めている。

このほか、各矯正施設においては、事例研究、ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

(3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として、在職年数等に応じて実施している各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、対象行為の被害者及び医療観察対象者の人権等に関する講義を、それぞれ実施するなどしており、令和6年度は延べ397人に対して、人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司としての経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

(4) 出入国在留管理庁職員

出入国在留管理庁職員を対象に実施している職員研修においては、外部の専門家を講師に招くなどして、研修の目的に応じ、人権関係法規や外国人の人権等の講義を実施しており、様々な視点から職員の人権意識向上を図っている。

また、出入国在留管理官署の業務の中核を担う職員を対象として、人権に配慮した的確かつ適切な対応能力を身に付けることを目的とする人権研修も実施しており、人権に関する諸条約のほか多様な人権について講義を実施している。

さらに、人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に、これら事案に対する知識・意識向上のため、人身取引対策及びDV事案対策に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案対策に係る事務従事者研修については、令和6年度は、合計46人が受講した。

このほか、出入国在留管理庁全職員を対象とした人権研修も併せて実施している。

(5) 教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。独立行政法人教職員支援機構が主催する人権教育推進研修については、令和6年度は、126人が研修に参加した。

また、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の資格付与のための講習や現職を対象にした研修において人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。令和6年度は、資格付与の講習として全国12か所の大学その他の教育機関に委嘱した。

(6) 医療関係者

厚生労働省では、医師については、大学医学部卒業・医師免許取得後の臨床研修（2年以上）において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求める医師臨床研修指導ガイドラインを臨床研修病院に周知するなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っており、歯科医師については、大学歯学部卒業・歯科医師免許取得後の臨床研修（1年以上）において、人の尊厳を守るための教育内容を含んだ歯科医師臨床研修の到達目標を定めており、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。また、看護師については、看護基礎教育において、職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内

容を含むことを求める看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインを周知するなどして育成を図っている。さらに、臨床検査技師等の医療関係者については、基礎分野の教育において、生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求める当該医療関係者の養成所指導ガイドラインを周知するなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図っている。

(7) 福祉関係職員

令和6年度は主任児童委員等を対象に、8月22日及び23日に全国児童委員・主任児童委員活動研修会を開催し、関係機関との連携、委員活動における課題等について検討を行い、更なる活動の推進に必要な対応等について理解を深めた。

また、児童福祉関係施設におけるこどもの人権を尊重した支援を充実させるため、国立武蔵野学院附属人材育成センターにおいて、児童自立支援施設の施設長や指導的立場にある職員などに対して「新任施設長研修」や「スーパーバイザー研修」などの研修を行った。

虐待を受けたこどもの保護等に携わる者の研修の充実については、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」、「西日本子ども研修センターあかし」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により、市町村（特別区を含む。）の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている。

(8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育機関において、基本的人権に配慮した適正な職務執行をするため、基本的人権についての教育を行っている。また、現場へ配属された後も階層別等の研修を通じ、引き続き基本的人権に配慮した適正な職務執行をするため、様々な人権に関する教育を行っている。

(9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修及び都道府県労働局の新規採用職員を対象とする中央研修において、部落差別（同和問題）等を中心とする人権の講義を実施している。令和6年度は、2,226人が受講した。

(10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防本部の幹部職員等に対し、指導者として必要な資質の向

上のため、性的マイノリティに関する知識を含め、ハラスメント等を始めとする人権問題に関する講義を実施している。令和6年度は、288人が受講した。

(11) 警察職員

警察では、新規採用及び昇任時の研修や警察署等における職場研修等の様々な機会を捉えて、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

(12) 自衛官

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空各自衛隊幹部学校等の教育課程において、有事における捕虜等の人権を保護するため、「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」（昭和28年条約第25号。以下「ジュネーヴ第三条約」という。）その他の国際人道法に関する教育を実施している。また、防衛研究所や統合幕僚学校では、国際人道法に精通した部外講師による講演も実施している。

さらに、ジュネーヴ第三条約等の適切な実施を確保するため、「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく捕虜等取扱訓練を実施し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。

(13) 公務員全般

ア 法務省では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。令和6年度は、「外国人の人権」をテーマとして、10月4日から12月27日までの期間、リモート形式にて研修を実施し、合計2,119人が受講した。

また、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。令和6年度は、10月4日から12月27日までの期間、リモート形式にて研修を実施し、合計700人が受講した。

イ 人事院では、主として総合職試験に合格して新規採用された全府省の職員を対象として実施している初任行政研修において、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、人権諸問題に関するカリキュラムを取り入れた研修を実施し、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。令和6年度は、782人が受講した。

ウ 外務省では、在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者（51人）、在外公館に警備対策官として赴任予定の者（85人）を対象に、「国際的な

子の奪取の民事上の側面に関する条約」(平成26年条約第2号)や人身取引問題等に関する講義を行った。また、新規採用職員研修等各種研修において、人権や職場での倫理規定に係る講義を行っている。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っており、令和6年度の人権教育については、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市・その他市区町村等の職員を対象とした研修において実施し、557人が受講した。

オ 農林水産省では、令和6年9月に「ビジネスと人権」に係る職員研修(「農林水産業・食品産業と『ビジネスと人権』」に係る講義)を実施し、65人が受講、後日講義内容の動画を省内研修サイトに掲載し約220回の視聴があった。

2 国の他の機関との協力

裁判官研修を担当する司法研修所においては、経験年数や役割に応じて実施する各種研修において、裁判官として職務上必要な知識及び知見を^{かん}涵養する一環として、人権に関する理解をさらに深めることを目的に、人権に関する講演等を設定している。

令和6年度の研修としては、判事補に対する任官直後及び任官後おおむね3年前後の時点における研修、新任簡易裁判所判事に対する研修のほか、新たに支部長・部総括判事となった裁判官を対象とする各研修において、人権擁護全般又は国際人権法に関する講演等を取り入れた研修を実施した。

また、新たに判事に任官した者を対象とする研修においては、例年、人権に関する具体的なテーマについての講演を設定しており、令和6年度は「高齢者の権利擁護」に関する講演を実施した。

令和6年度は、計389人が上記研修を受講した。